

## 『福島県建設業ゼロ災宣言運動 2023』実施要領

### 1 主催者

建設業労働災害防止協会福島県支部

### 2 後援

福島労働局及び県下労働基準監督署

### 3 実施主体

建設業労働災害防止協会福島県支部会員

### 4 期間

参加申込期間 令和5年7月15日～令和5年7月30日

取組期間 令和5年8月1日～令和5年12月31日

結果報告期間 令和6年1月1日～令和6年1月14日

### 5 主催者の取組事項

- (1) 会員に対する周知・啓発
- (2) 「ゼロ災宣言運動」取組の外部への周知・広報
- (3) 「ゼロ災宣言運動」実施企業の集約及びHPでの取組公表
- (4) 宣言書様式、ステッカー等物品の調達・配布

### 6 実施主体の取組事項

- (1) 参加企業代表者によるゼロ災宣言  
上記取組期間の災害件数の0（ゼロ）を達成すべく、参加企業の代表者による「ゼロ災宣言」を取組期間の早期に行い、社内及び現場掲示板において広く周知する。（様式は添付参照）
- (2) 参加企業の現場代理人によるゼロ災宣言  
取組期間内に稼働している代表的な現場において現場代理人が「ゼロ災宣言」を作成し、各作業場、朝礼場所、作業車、休憩所等の目のつきやすい場所に掲示する。（様式は添付参照）  
更に、現場の実情に応じた宣言も追加する。

## 7 ゼロ災宣言に係る留意事項

企業代表者によるゼロ災宣言の項目は、これまでの企業の実績課題等を勘案して決定する。

また、現場代理人におけるゼロ災宣言の項目は、事故の型別で多い「転倒防止対策」及び「墜落・転落災害防止対策」の中から決定する。

更に、現場の実情に応じた宣言も追加する。

## 8 参加手続き

参加を希望する企業は、建災防福島県支部ホームページ内の専用フォームから参加申込期間内に参加申込書（様式1号）及び宣言書をダウンロードし、企業代表者による安全の決意表明「ゼロ災宣言」を行い、労働者に周知した上で、企業代表者による「ゼロ災宣言」の写しを添えて、建災防福島県支部にメールする。

また、希望した会社に対し建災防福島県支部よりステッカーを郵送するものとする。

## 9 結果報告手続き及び達成証の交付

参加企業が期間中において1日以上労働災害を発生させなかった場合に、ゼロ災達成とする。

参加企業は、建災防福島県支部ホームページ内の専用フォームから結果報告書（様式2号）をダウンロードし、結果報告期間内に建災防福島県支部にメールする。

結果報告のあった企業については達成証を交付する。

## 10 その他

参加企業及びゼロ災を達成した企業の名称については、原則として建災防福島県支部のホームページにおいて公表する。

**建設業労働災害防止協会福島県支部**  
E-mail : info@kensaibou-fukushima.jp